

これまでの市民参画手続の実施状況

1 当資料について

明石市市民参画条例では、第 21 条で、毎年、前年度の市民参画手続の実施状況等を取りまとめて公表することを規定しています。

この規定に基づき、明石市では、条例が施行された平成 23 年 4 月以降、毎年、前年度の市民参画手続の実施状況等を取りまとめて、市のホームページで公表してきました。

当資料はこれまで公表してきた内容を取りまとめたものです。

毎年取りまとめている市民参画手続の実施状況等では、明石市市民参画条例で規定される以下の各規定について、庁内各課に照会し、その実施結果を集計しています。

■市民参画手続の実施状況等調査での集計項目

手法		条文
共通	複数手法	<u>第 8 条第 3 項（市民参画手続の実施原則）</u> 市長等は、市民参画を推進するため、複数の市民参画手法を併用するよう努めるものとする。
	複数の方法で公表	<u>第 9 条（公表の方法）</u> この条例及びこの条例に基づく規則に定める公表は、次に掲げる方法によるものとし、市長等は 2 以上の方法で行うものとする。 (1) 明石市公告式条例(昭和 25 年条例第 10 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示 (2) 市広報紙への掲載 (3) 市ホームページへの掲載 (4) その他市長等が必要と認める方法
意見公募	実施	<u>第 8 条第 4 項（市民参画手続の実施原則）</u> 市長等は、対象事項について市民参画手続を実施する場合は、必ず意見公募手続を実施するものとする。
	意見公募期間	<u>第 11 条第 2 項（意見公募手続）</u> 意見提出期間は、前項の規定による公表の日から起算して 30 日以上でなければならない。 <u>第 11 条第 3 項（意見公募手続）</u> 前項の規定にかかわらず、市長等は、30 日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、30 日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、第 1 項の規定による公表の際に、その理由を明らかにしなければならない。
	公表	<u>第 11 条第 5 項（意見公募手続）</u> 市長等は、意見公募手続により提出された意見についての検討を終了し、政策等を定めた場合は、非公開情報（明石市情報公開条例(平成 14 年条例第 5 号)第 11 条各号に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）を除き、速やかに、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1) 政策等の案の名称 (2) 提出された意見の概要 (3) 提出された意見に対する検討結果及びその理由 (4) その他市長等が必要と認める事項

審 議 会 等	委員数	<p><u>第12条第1項第4号（審議会等の委員の選任等）</u> 市長等は、審議会等手続を実施しようとするときは、次に掲げる基準に従い、審議会等の委員を選任するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 委員数は、20人以内とすること。ただし、法令に定めのある場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。</p>
	男女比	<p><u>第12条第1項第2号（審議会等の委員の選任等）</u> (2) 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の3割を下回らないようにすること。</p>
	公募市民	<p><u>第12条第1項第5号（審議会等の委員の選任等）</u> (5) 委員総数の2割以上は、公募による市民の委員とすること。ただし、法令により委員の構成が定められているときその他公募の委員を選任しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。</p>
	委員名簿	<p><u>第12条第2項（審議会等の委員の選任等）</u> 市長等は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分、任期その他市長等が必要と認める事項を公表する。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p>
	開催通知	<p><u>第13条第2項（審議会等の会議の公開等）</u> 審議会等の会議を開催するに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合その他会議の開催について支障があると認められる正当な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 議題及び審議すべき事項の概要 (2) 会議の開催の日時及び場所 (3) 傍聴についての手続 (4) その他市長等が必要と認める事項</p> <p><u>第13条第3項（審議会等の会議の公開等）</u> 前項本文の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、審議会等の会議を開催する日から起算して2週間前までに行うものとする。</p>
	公開	<p><u>第13条第1項（審議会等の会議の公開等）</u> 審議会等の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。</p> <p>(1) 法令の規定により公開しないこととされている場合 (2) 会議の内容に非公開情報が含まれる場合 (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合</p>
	公表	<p><u>第13条第4項（審議会等の会議の公開等）</u> 市長等は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、公表するものとする。ただし、非公開の会議にあっては、この限りでない。</p>

意見交換会	開催通知	<p><u>第14条第1項（意見交換会手続）</u> 市長等は、意見交換会手続を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 意見交換会の議題及びこれに関連する資料 (2) 意見交換会の開催の日時及び場所 (3) 意見交換会に参加できる者の範囲 (4) その他市長等が必要と認める事項</p> <p><u>第14条第2項（意見交換会手続）</u> 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、意見交換会を開催する日から起算して2週間前までに行うものとする。</p>
	公表	<p><u>第14条第3項（意見交換会手続）</u> 市長等は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、公表するものとする。</p>
その他手法	実施公表	<p><u>第18条第1項（その他の市民参画手法）</u> 市長等は、第7条第7号のその他の市民参画手法により市民参画手続を実施する場合には、あらかじめ、規則で定める事項を公表するものとする。</p> <p><u>第18条第2項（その他の市民参画手法）</u> 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、当該市民参画手続を実施する日から起算して2週間前までに行うものとする。</p>
	結果公表	<p><u>第14条第3項（意見交換会手続）</u> 市長等は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、公表するものとする。</p> <p><u>第15条第3項（ワークショップ手続）</u> 市長等は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、公表するものとする。</p> <p><u>第16条第7項（公聴会手続）</u> 市長等は、公聴会が終了したときは、非公開情報を除き、前項の開催記録を公表するものとする。</p> <p><u>第17条第4項（政策公募手続）</u> 市長等は、政策公募手続において提案があったときは、検討結果及びその理由を当該提案をしたものに通知するとともに、非公開情報を除き、当該提案の内容及び市長等の検討結果を公表するものとし、提案がなかったときは、その旨を公表するものとする。</p>

2 これまでの市民参画手続の実施状況

手法		実施原則	実施件数				市民参画手続をしなかった主な理由
			H23	H24	H25	H26	
共通	複数手法	複数の参画手法を併用している	11件/12件	9件/13件	4件/6件	17件/18件	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数年にまたがる検討のため、検討の最後に実施予定である意見公募手続が実施できていない。(H23/H24/H25/H26) ● 審議会の代わりに、審議会以外の会議体や個別の意見聴取等で代用したため、意見公募手続以外は実施しなかった。(H24 2件)
	複数の方法で公表	複数の方法で公表している(パブコメ結果の複数手法での公表状況を集計)	7件/12件	13件/13件	9件/9件	17件/18件	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度として認知していなかった。(H23) ● 複数年にまたがる検討のため、検討の最後に実施予定である意見公募手続が実施できていない。(H26)
意見公募	実施	対象事項に該当する施策について意見公募手続を実施	8件/9件	7件/10件	5件/5件	16件/18件	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数年にまたがる検討であり、前年度に実施した若しくは次年度に実施予定であるため。(H23/H24/H26)
	意見公募期間	意見公募期間を30日以上とっている	9件/11件	8件/10件	7件/8件	16件/16件	<ul style="list-style-type: none"> ● 審議会での審議が長引き、印刷発注や議会上程、事業実施スケジュールと調整できなくなった。(H23/H24/H25)
	公表	提出された意見、意見に対する検討結果及びその理由等を公表している	11件/11件	10件/10件	8件/8件	15件/16件	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査時点で意見公募を実施中であり、結果の公表に至っていない。(H26)
審議会等	委員数	20人以内	9件/10件	10件/10件	3件/3件	11件/12件	<ul style="list-style-type: none"> ● 国が示す必要人員、参画条例の「幅広い分野からの選任」「公募市民2割以上」を満たそうとすると20人を超える。(H26) ● 国、県、警察などの人員を多く委員として取り入れないといけない審議会である。(H23)
	男女比	男女いずれもが委員総数の3割以上	7件/10件	9件/10件	3件/3件	8件/12件	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関からの推薦者/代表者に男性が多かったため。(H23/H24/H26) ● 専門性を要する内容であり、男女比を考慮しにくい。(H23/H26)
	公募市民	公募による市民が委員総数の2割以上	7件/10件	9件/10件	2件/2件	8件/12件	<ul style="list-style-type: none"> ● 幅広い立場の人から均等に意見を貰う必要があったため。(H23/H24/H26) ● 専門性が必要であるため。(H23/H26) ● 会議が関係機関相互の連携強化を図る目的で設置したものであるため。(H26) ● 応募人数/適任な応募者が少なかったため。(H23)
	委員名簿	委員の氏名、選任の区分等を公表可能としている	9件/10件	10件/10件	3件/3件	12件/12件	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査時点で委員の同意を得られていなかったため。(H23)
	開催通知	開催日の2週間前までに審議事項、日時等を公表している	10件/10件	10件/10件	3件/3件	12件/12件	<ul style="list-style-type: none"> ● -
	公開	会議を公開で開催している	9件/10件	9件/10件	3件/3件	11件/12件	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査基準を決めるなどの非開示情報を扱うため。(H23/H24/H26)
	公表	会議録を作成し、公表している	9件/10件	10件/10件	3件/3件	11件/12件	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査基準を決めるなどの非開示情報を扱うため。(H23/H26)
意見交換会	開催通知	開催日の2週間前までに議題、日時等を公表している	3件/3件	0件/1件	0件/0件	1件/1件	<ul style="list-style-type: none"> ● 審議会での審議が長引いたため。(H24)
	公表	開催記録を作成し、公表している	3件/3件	1件/1件	0件/0件	1件/1件	<ul style="list-style-type: none"> ● -
その他の手法	実施公表	実施日の2週間前までに事案の内容、市民参画手法の名称・内容、日時等を公表している	4件/4件	3件/3件	1件/1件	0件/1件	<ul style="list-style-type: none"> ● 条例の対象者はイベント主催者や出店者に限られ、イベント会場において説明を実施するため。(H26)
	結果公表	実施結果等を公表している	4件/4件	3件/3件	1件/1件	0件/1件	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に意見や要望がなかったため。(H26)

(参考 1) H26 年度 市民参画手続実施の成果について～意見公募手続による成果～

平成 26 年度に市民参画手続を実施する必要があった政策等 18 件のうち意見公募手続を実施したのは 16 件でした。この 16 件のうち、10 件で意見が提出されました。

意見が提出された 10 件のうち、5 件において、政策等（案）を修正しました。その内容は以下のとおりです。

◎意見公募手続における意見の提出状況と意見の反映状況

意見公募手続において意見が提出された政策等数	10 件 / 16 件
意見が提出された政策等のうち政策等（案）を修正した政策等数	5 件 / 10 件 プラス 1 件は修正を検討中

★意見公募手続により修正した政策等（案）の修正概要

修正した政策等名	修正概要
財政健全化推進計画及び公共施設配置適正化基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員及び市役所組織の事務効率の向上に関する目標や計画を記載する必要があるのではないかという意見を受けて、計画の中に「事務効率の向上」という項目を追加しました。
明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画（介護保険条例の改正内容含む）	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業費用の合計金額が増加している要因を明記したほうが良いという意見を受けて、その要因説明を計画に反映しました。 ● 今後実施予定の事業について、実施までの目標や計画を追記してはどうかという意見を受けて、その内容を計画に反映しました。
手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> ● 手話言語等コミュニケーション施策推進協議会に関する規定事項で、協議会の運営に関する規定がないので、詳細の内容は規則に委任するという内容でもよいので条例に規定すべきであるという意見を受けて、運営に関する規定を設け、規則委任する旨を反映しました。 ● その他、文言の表現に関する意見を受けて、表現を複数修正しました。
明石市障害福祉計画（第 4 期）の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画内容の「相談マネジメント体制の充実」という項目について、相談者の課題を解決する能力を有する人材を確保していく事が重要であり、確保する人材像を詳しく明記した方がよいという意見を受けて、「相談支援に必要な専門知識や技術を有する人材」を確保・育成していくことを計画の中に反映しました。
都市計画道路の廃止候補路線の確定	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の意見を集約して提出したいので、廃止予定の路線について確定時期を延長して欲しいとの意見を受けて、廃止路線の確定時期を延長しました。

意見を受けたうち、修正を行わなかった理由としては主に、①条例や計画の運用面に関する質問や意見、②意見公募した政策等とは完全に一致しないが関連する施策等への意見、であることが挙げられます。これらについては、実現可能なものについては対応していく旨がそれぞれの意見公募結果にまとめられています。

つまり、条例や計画を直接的に修正する以外でも意見を取り入れようとする意向が示されており、市民参画手続により、より充実した施策展開等が実施されていることが窺えます。

これら以外にも、条例には反映しないが、規則に反映するという対応をとる政策等もあり、各課ともできるだけ意見を汲みいれようと努めています。

(参考 2) これまで実施した特徴的な市民参画手法について

① イベント開催時の意見聴取および広報あかしへのアンケート掲載

平成 26 年度に実施された市民参画手法の中で、特徴的な市民参画手法を採った政策等として消防本部予防課の「火災予防条例の一部を改正する条例」が挙げられます。

同条例改正では、消防本部予防課が平成 26 年 4 月～8 月にかけて、火災予防条例の対象となるイベント主催者や出店者 746 人に対して条例の改正内容をイベント開催時に説明し、意見を聴取しました。

また、平成 26 年度には実施されませんでしたでしたが、意見公募手続の一つの手法として、「広報あかし」にアンケートを掲載し、そのページを切り取れば封筒になるページを作成し、より意見を貰いやすくする工夫を行った手法も採られたケースもありました。この手法によって非常に多くの意見を得られた政策等もありました。

「火災予防条例の一部を改正する条例」の市民参画手続で得られた意見はありませんでしたが、この事例のように、定型の手続きだけではなく、今後もより多くの意見を聴取する工夫を行っていく必要があると考えます。

② まちづくり市民意識調査

市全体のまちづくりの進捗状況を把握し、さまざまな分野における今後の施策展開に生かしていくため、市民の明石のまちへの思いや市が進めている施策等に対する満足度、各分野における意識や行動についての調査（18 歳以上の市民 5,000 人を無作為抽出したアンケート調査）を実施しました。

市民参画条例に基づく手続きではありませんが、このような形で、市政への参画を促すのも、特徴的な市民参画の一手法であると考えます。

